

# 悪臭防止法に基づく規制方法が変わります

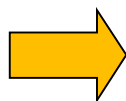
## 変更の理由

上山市では、これまで工場や事業場から発生する悪臭について、アンモニア等の悪臭防止法に定める22物質による「特定悪臭物質濃度規制」を行ってまいりました。

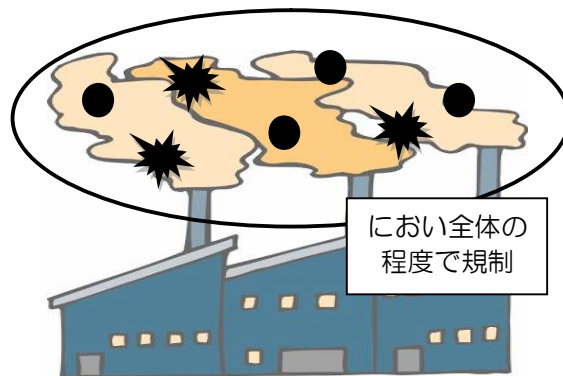
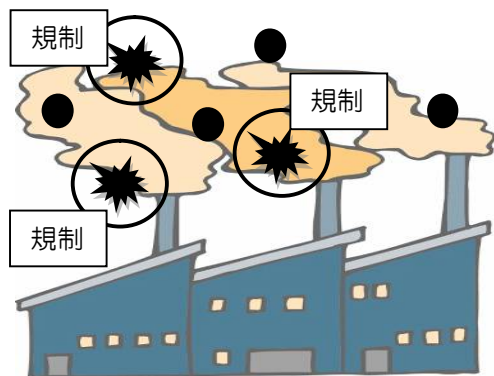
この方法では、様々なにおいが混ざった複合臭や、規制対象外の悪臭物質によるにおいについては、対応が難しい状況でした。そこで、市では悪臭防止法に基づく規制方法を「特定悪臭物質濃度規制」から、人間の嗅覚を用いてにおいの程度を判断する「臭気指数規制」に変更します。

(5月15日告示)

従来の規制(特定悪臭物質濃度規制)  
特定の悪臭物質ごとの濃度で規制



臭気指数規制  
におい全体の程度で規制



★: 特定悪臭物質    ●: その他のにおい物質

## 臭気指数とは

「臭気指数」とは、臭気の強さを示す数値で、においのついた空気や水を、においが感じられなくなるまで無臭空気(水の場合は無臭の水)で薄めたときの希釈倍率から算出した数字です。

### 臭気の測定方法

工場・事業場の排気空気や敷地境界での空気を真空ビンやバッグを用いて採取後、無臭にした空気で薄めていき、においが感じられなくなった時点の希釈倍率を求めます。

このにおいの試験を行う人(嗅覚パネル)は6人以上で行います。嗅覚の鋭敏な人とそうでない人をあらかじめテストを行いパネルから除き、平均的な測定とし公平を保ちます。

また、一連の試験は臭気測定業務従事者(臭気判定士)の管理のもと行われます。



出典：環境省「臭気対策行政ガイドブック」

## 新しい規制基準

### (1) 規制地域

これまでどおり市街化区域内です。

### (2) 規制対象

市街化区域内に立地する工場・事業場からの、事業活動に伴って発生する臭いが対象になります。

一般家庭からの臭いや、事業活動以外の臭いの場合には規制対象外になります。

### (3) 規制基準

工場・事業場の敷地境界線上の臭気、気体排出口から排出された臭気及び排出水の臭気について、1号から3号の規制基準があります。

規制基準は市街化区域内を A 区域(居住地域)、B 区域(商業地域)、C 区域(工業地域)に設定します。

#### ① 1号基準(事業場の敷地境界における規制基準)

| 地域区分 | 規制地域   | 規制基準値   |
|------|--|---------|
| A 区域 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 | 臭気指数 12 |
| B 区域 | 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域   | 臭気指数 15 |
| C 区域 | 工業地域   | 臭気指数 19 |

<参考>

臭気指数10＝ほとんどの人がきにならないにおいの状態

臭気指数12～15＝においが感知できる、何のにおいかわかる

臭気指数18～21＝楽に感知できるにおい

#### ② 2号基準(気体排出口の規制基準)

1号基準値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

#### ③ 3号基準(排出水の規制基準)

| 地域区分 | 規制基準    |
|------|---------|
| A 区域 | 臭気指数 28 |
| B 区域 | 臭気指数 31 |
| C 区域 | 臭気指数 35 |

※敷地境界における規制基準値+16



出典：環境省「悪臭防止法の手引きパンフレット」

## これまで市に寄せられた臭気に関する相談事例

市に寄せられる臭気に関する相談は、事業活動に起因するものから家庭生活に起因するものまで広範囲にわたっております。

- ・工場からのにおいに関する相談
- ・飲食店からの調理のにおいに関する相談
- ・住宅地での野焼きのにおいに関する相談
- ・牛舎からのにおいに関する相談
- ・堆肥を田畑に野積みされたにおいに関する相談 等

## 悪臭を防ぐには

悪臭を未然に防ぐために、発生状況の調査、原因の究明、対策の検討等の取り組みが必要です。

### (1) 工場・事業場周辺の調査

- ・気体排出口(煙突等)の向き高さ
- ・窓や出入口の開閉状況
- ・近隣住居等との距離
- ・空気の流れ、植栽の状況 等

### (2) 悪臭原因の究明

- ・においの発生源調査
- ・においの頻度、種類の特定
- ・においの発生作業、工程の調査(製造工程以外についても実施) 等

### (3) 悪臭改善対策の検討

- ・原料等の搬入、保管方法の改善
- ・清掃の実施、焼却行為の禁止
- ・営業、作業時間の変更
- ・原材料の変更 等

### (4) 脱臭装置等の導入検討

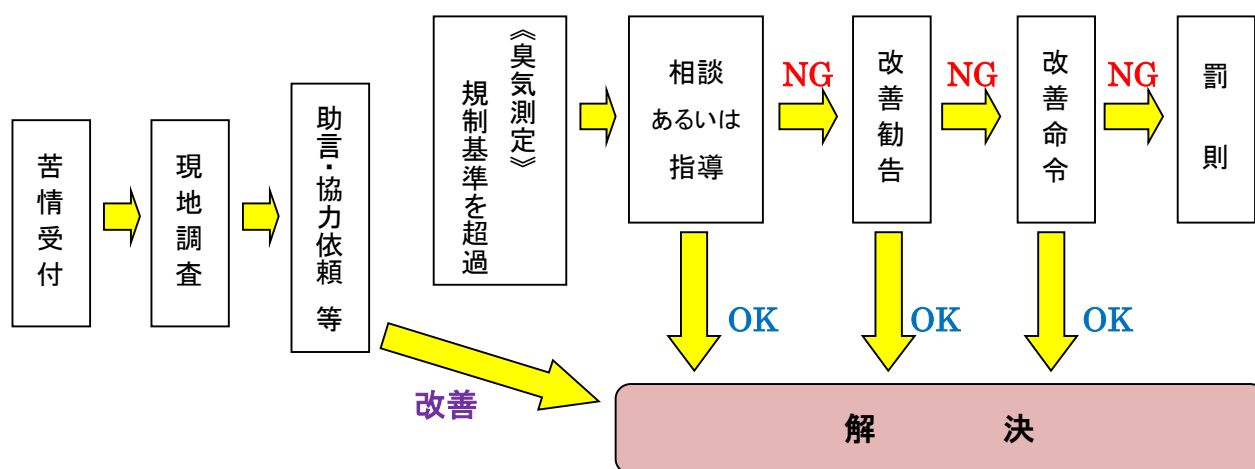
- ・発生源にあった脱臭装置等の導入
- ・排出口の向き、高さの変更
- ・発生源の密閉化
- ・植栽の実施、配管等の修理 等

## 規制遵守のために

工事・事業場から発生するすべてののにおいが対象となるため、これまで対象にならなかった、飲食店などからのにおいも対象になってきます。悪臭防止対策に御協力をお願いします。

## 行政処分等について

周辺の生活環境が損なわれるような、苦情が発生した場合には臭気測定を行ない、基準を超えている場合には、事業者適切な対策を講じていただくこととなります。苦情が解決しない場合には、行政処分や罰則が適用されることもあります。



※施行後1年間は改善命令の措置は猶予されます。

## 事故時の措置

規制地域内の工場・事業場において事故などで悪臭が発生した場合には、すぐに応急措置を講じた上で、市役所へ連絡してください。

## 施行日

平成30年11月1日から施行します。

## 問い合わせ先は

上山市 市民生活課 環境衛生係  
〒999-3192 山形県上山市河崎1丁目1番10号  
TEL 023-672-1111 内線117  
FAX 023-672-1112